

昭和十年代文教政策に於ける神祇問題

——神祇府構想と神社制度研究会を中心として——

長友安隆

はじめに

本稿では、昭和十年代我が国が戦時体制へと進む過程で主に文教政策に於いて神祇問題が如何に扱われていたのかを検討する。昭和十年には天皇機関説を契機として国体明徴運動が巻き起こり、教学を刷新する為の教学刷新評議会の設置によってその収束を見ることになる。また、その頃文教を総合国策の点から検討する内閣審議会も設置されている。以後の文教政策を方向付けるこの二つの諮問機関に於いて神祇に関わる事項は如何に審議されたのか。これは、当時の政府中枢が神祇問題を如何に認識していたのかを知る上で意義がある。そしてそれは即ち村上重良氏の「国家神道は、一九三〇年代初頭には、大陸侵略の本格化を背景とする天皇制ファシズムの成立によって、最終段階のファシズム的国教期を迎えた。国家神道の最終段階は、そのま

ま国家神道の絶頂期であり、明治二〇年代に確立した国家神道の侵略的教義が、その真価を余すところなく發揮した時代であった⁽¹⁾」との説とは懸け離れた現実を確認することでもある。

一 国体明徴と教学刷新

昭和六年（一九三二）九月満州事変が勃発し、日本は準戦時体制に入る事になる。軍部は、昭和五年の倫敦海軍軍縮条約を頂点とする軍縮の動きに対して不満を有しており、又国内に於いても昭和恐慌下の社会不安、政党政治の腐敗、社会主義運動による思想事件の多発等の社会混乱を要因として、昭和六年から十一年にかけては軍部による事件が多発している。同六年の三月事件・十月事件を口火に、翌七年には五・一五事件を引き起こし満州事変が進行する中において、軍部は政治的発言権を増大させていく事になるの

である。

そのような状況の中、天皇機関説が問題となり、結果国体明徴運動が巻起るのである。⁽²⁾昭和十年（一九三五）二月十九日の第六十七回帝國議會貴族院に於いて、菊地武貴貴族院議員が美濃部達吉の天皇機関説についての政府の所見を糺したのに対し、岡田啓介首相は「美濃部博士の著書は、全體を通讀すると、國體觀念に於て誤り無いと信じて居ります。ただ用語に穩當ならざる所があるやうであります。國體觀念に於ては我々と違つて居ないと信じて居ります。」と答弁した。⁽³⁾そして同二十五日の帝國議會貴族院に於いて、美濃部は「一身上の弁明」として自説を展開するも、三月に入ると問題は美濃部を離れ国体明徴の機運へと変化していく。同二十日に貴族院で「政府ハ須ク国体ノ本義ヲ明徴ニシ我古来ノ国民精神ニ基キ時弊ヲ革メ庶政ヲ更張シ以ツテ時艱ノ匡救國運ノ進展遺憾ナキヲ期セラレシコトヲ望ム⁽⁴⁾」との「政教刷新ニ関スル建議」が、二十三日には衆議院で「国体ノ本義ヲ明徴ニシ人心ノ帰趨ヲ一ニスルハ刻下最大ノ要務ナリ。政府ハ崇高無比ナル我が国体ト相容レザル言説ニ対シ直ニ断乎タル措置ヲ取ルベシ⁽⁵⁾」との「国体ニ関スル決議」がそれぞれ満場一致で可決されている。

これを受け文部省は、八日松田文相をはじめ添田・三辺両次官、山根参与官、赤間専門学務局長、伊東思想局長そ

の他関係官出席の上会議を開き当該問題善後処置について審議している。その結果、文部大臣の訓令は直接美濃部学説に触れる事無く、学校教育であるとか社会教育であるなどと言う事を問わずに国体の本義を一層明徴にする旨訓令する事になった。そして文部省は、四月十日付で各教育機関に対し「建國ノ大義ニ基キ日本精神作興等ニ關シ教育關與者ノ任務達成方」と題して、「此ノ非常ノ時局ニ際シ教育及學術ニ關與スル者ハ眞ニ其ノ責任ノ重且大ナルヲ自覺シ叙上ノ趣旨ヲ體シ苟モ國體ノ本義ニ疑惑ヲ生ゼシムルガ如キ言説ハ嚴ニ之ヲ戒メ常ニ其ノ精華ノ發揚ヲ念トシ之ニ由テ自己ノ研鑽ニ努メ子弟ノ教養ニ勵ミ以テ其ノ任務ヲ達成セムコトヲ期スベシ⁽⁶⁾」との訓令第四号を發し、関係者に協力を要請している（所謂「国体明徴訓令」）。しかし未だ国体明徴の声は止まず、遂に八月三日岡田内閣は「國體明徴ニ關スル件」の政府声明を發せざるを得なくなる。それは、

恭シク惟ミルニ、我が國體ハ天孫降臨ノ際下シ賜ヘル御神勅ニ依リ昭示セラルル所ニシテ、萬世一系ノ天皇國ヲ統治シ給ヒ、寶祚ノ隆ハ天地ト興ニ窮ナシ。サレバ憲法發布ノ御上諭ニ「國家統治ノ大權ハ朕力之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ」ト宣ヒ、憲法第一條ニハ「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」ト明示シ給フ。即チ大日本帝國統治ノ大權ハ儼トシテ天皇ニ存スル

コト明ナリ。若シ夫レ統治權ガ天皇ニ存セズシテ天皇ハ之ヲ行使スル爲ノ機關ナリト爲スガ如キハ、是レ全ク萬邦無比ナル我が國體ノ本義ヲ愆ルモノナリ。近時憲法學說ヲ繞リ國體ノ本義ニ關聯シテ兎角ノ論議ヲ見ルニ至レルハ寔ニ遺憾ニ堪ヘズ。政府ハ愈々國體ノ明徴ニ力ヲ効シ其ノ精華ヲ發揚センコトヲ期ス。乃チ茲ニ意ノ在ル所ヲ述ベテ廣ク各方面ノ協力ヲ希望ス⁽⁷⁾

と言うものであったが、一見して判るように常套の緒言を冠し極めて穏やかなものである。それもその筈、前述の通り帝國議會において岡田首相は、天皇機関説を容認しており、政府はこの国体明徴問題に消極的であつた。その為その姿勢が声明に現われたのであろう。結果、世論より再度の圧力を受け、十月十五日に再び政府は「国体ノ本義ニ付テ」との政府声明を発表した。そこには前回と異なり、「天皇ハ國家ノ機關ナリトナスカ如キ所謂天皇機関説ハ神聖ナル我國體ニ戻リ其本義ヲ愆ルノ甚シキモノニシテ嚴ニ之ヲ芟除セサルヘカラス政教其他百般ノ事項總テ萬邦無比ナル我國ノ本義ヲ基トシ其眞髓ヲ顯揚スルヲ要ス⁽⁸⁾」と有り、やや語気を強めることになるのである。

そして、この政府の第二次国体明徴声明を受け、同年十一月十六日勅令第三百七号「教学刷新評議會官制」を以つて、文部大臣の監督に属し其の諮問に依じて教学の刷新振

興に関する事項を調査審議する教学刷新評議會が設置されることになるのである。この官制發布以前に文部省は、「教學刷新評議會趣旨及要綱」を発表している。それによると、その趣旨は、

現下我が國ニ於ケル學問、教育ノ實情ヲ見ルニ、明治以來輸入セラレタル西洋ノ思想、文化ニシテ未ダ十分咀嚼セラレザルモノヲ含ミ、之ガタメニ日本精神ノ透徹全カラザルモノアリ近時學問ニ關スル諸種ノ問題或ハ教育ニ關スル改善ノ要望ニシテ、其ノ主タル理由ヲコノ點ニ置クモノノ寡カラザルハ、其ノ所以ナシトセザルナリ今之ヲ我が國既往ノ歴史ニ徴スルニ、外來文化ハ常ニ我が國體、日本精神ノ下ニ醇化セラレ以テ我が國文運ノ發展ニ貢獻シ來レリ今ヤ時勢ニ鑑ミ、眞ニ國礎ヲ培養シ國民ヲ鍊成スベキ獨自ノ學問、教育ノ發展ヲ圖ランガ爲ニ、多年輸入セラレタル西洋ノ思想、文化ノ弊トスル所ヲ芟除スルト共ニ其ノ長トスル所ヲ攝取シ以テ日本文化ノ發展ニ努ムルハ、正ニ喫緊ノ要務ト謂ハザルベカラズ茲ニ有力ナル學者、教育家、有識者ノ集リタル教學刷新評議會ニ於テ國體觀念、日本精神ヲ根本トシテ學問、教育刷新ノ方途ヲ議シ、宏大ニシテ中正ナル我が國本來ノ道ヲ闡明シ、外來文化攝取ノ精神ヲ明瞭ナラシメ、文政上必要ナル方針ト主ナル事項トヲ決定シ以テ我が國教學刷新

ノ歩ヲ進メ、其ノ發展振興ヲ圖ラントス⁽⁹⁾

と言ふものであった。ここに大正末より微温ながら進められて来た西洋思想輸入による国情との確執を改善せんとした文教政策は、準戦時下にあり国体明徴運動と言ふ思い掛けない外因に依り、次なる段階へと展開せざるを得なくなる。

又官制第二条には、「教学刷新評議会ハ会長一人及委員六十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス」⁽¹⁰⁾「特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ得」と有り、それに基づき松田源治文部大臣を会長として、委員には郷誠之助・白根竹介・原嘉道・阪谷芳郎・石井菊次郎・西晋一郎・長與又郎・吉田熊次・三上参次・服部宇之吉・伊東忠太・作田莊一・和辻哲郎・宇野哲人・本多光太郎・杉山元・関屋龍吉・河野省三・宮地直一・西田幾多郎・松浦鎮次郎・平泉澄・山田孝雄・紀平正美・二荒芳徳・吉田茂・寛克彦・田所美治等五十七名が充てられた。そして同年十二月五日文部省第一会議室において、第一回教学刷新評議会総会が開催され、松田文部大臣の挨拶の後伊東延吉幹事によつて議事規則の説明があつて、愈々「我が国教学ノ現状ニ鑑ミ其ノ刷新振興ヲ図ルノ方策如何」との諮問が教学刷新評議会に下されている。その説明には、

我が国ノ教学ハ、教育ニ関スル勅語ヲ奉体シ、国体観

念、日本精神ヲ体现スルヲ以テ、其ノ本旨トナス、然ルニ久シキニ亘リテ輸入セラレタル外来思想ノ浸潤スル所、此ノ本旨ノ徹底ニ於テ未ダ十分ナラザルモノアリ、茲ニ更メテ我が国教学ノ現状ヲ検討シ、克ク本末ヲ正シ、醇化撰取ノ実ヲ挙ゲ、以テ大ニ其ノ刷新ト發展トヲ図ルハ、刻下喫緊ノ要務ナリトス、即本諮問ヲ提出シテ、審議ヲ求ムル所以ナリ⁽¹¹⁾

とあり、これまでのマルキシズムの調査研究という消極的姿勢ではなく、積極的に日本精神と醇化撰取し無ければならないと言ふものであった。

これ以降、教学刷新評議会は、四回の総会と九回の特別委員会を開き、昭和十一年十月二十九日に「教学刷新評議会教学刷新二関スル答申」を提出することになる。そしてこの教学刷新評議会に純粹な神道人として参加したのは、やはり同年四月二十二日に皇典講究所理事、國學院大學総長に就任したばかりの河野省三であろう。その河野は第二回総会に於いて、

従来是等ノ方面ニ付マシテ折々慎重ナル審議ガ遂ゲラレテ、ソレゾレ適切ナル決議ノ成果ヲ得テ居ルヤウニ承ツテ居リマスルガ、尚ホ其実現ガ不十分デアルノハ、一ツハ此皇国ノ国体ニ対スル闡明ガ不十分デアリ日本精神ニ対スル自覚ガ薄弱デアツタカラデアリマシテ、此度ノ

評議會ニ於キマシテハ、十分ニ我が国体並ニ日本精神ノ本義ニ付マシテ、其闡明、実現ト云フコトニ関シマシテ、忠実ナル審議ト、真剣ナル熱意トヲ示スヤウニアリタイト思フノデアリマス、指導精神ノ確立ニ関スル他ノ三項ハ、自ラ此第一項ト密接ナル關係ヲ有シテ来ルコトハ勿論デアラウト思フノデアリマス、此際特ニ附加ヘテ申シテ置キタイコトハ、外来思想乃至外来文化ノ摂取醇化ト云フコトガ、此度ノ問題ノ一ツノ背景ヲ為シテ居リ、基調トナツテ居ルノデアリマスルカラシテ、此方面ニ於ケル重大ナ経験、例ヘバ遠ク昔カラ東洋ノ大陸文化、儒教若クハ仏教ト云フヤウナモノヲ採入レテ、日本化シタ根本ノ力、既ニ今色々御話ガゴザイマシタガ、此ノ日本化シタ根本ノ力トシテノ我が国体ノ神髓ト、日本精神本来ノ真面目ニ対スル認識ヲ透徹サセルト云フ信念ガ極メテ必要デアルト思フノデアリマス、ソレト同時ニ現代ノ日本ハ明治以来大ニ西洋ノ思想學問ヲ採入レマシタガ、其採入レタ結果トシテ、今日其利害長短ノ両方面ヲ認識シタノデアリマスルカラシテ、此際本當ニ自主的ナ而モ雄大ナル教學ヲ樹立スルト云フ抱負ガ必要デアルト考ヘルノデアリマス、之ニ付キマシテハ今更ナガラ底力ノアル雄大ナル明治維新當時ノ精神ニ立返ル必要ガアルノデハナイカト思フノデアリマス、敬神尊皇、敬神愛國、敬神

崇祖、ト云フヤウナ信念ノ下ニ、堂々タル皇道ノ精神ヲ發揚シタル所ノ明治維新當時ニ於ケル識者ノ信念ト意氣トニ還ラナケレバナラヌト存ズルノデアリマス⁽¹²⁾

との發言をしている。河野は學者として、神職として、明治以来の西洋學問の功績を認めた上で、その摂取に際して西洋學問の利害を認識できたのであるから、最早国体の一として醇化できるとし、敬神崇祖との信念に基づく日本精神を進んで發揚しなければならぬと真摯に説いたのである。しかし、政府が国体明徴の圧力から回避する為に急遽設置された教學刷新評議會に在っては、日本的なるものの醇化ということを真摯に考え期待をした河野を含む後に日本精神派と称される委員の發言は、その精神こそは認められるも、最早何をか況やであった。それは次の第二回特別委員會に於ける寛克彦の發言にも顕著に見る事が出来るのである。

二 寛克彦の神祇府構想

昭和十一年二月十三日に開かれた第二回特別委員會において、教學刷新の具体的な方策を出せとの趣旨に沿って、渡辺千冬「政治と国民」、作田莊一「教學刷新ニ関スル私案」、寛克彦「教學刷新施設に関する私案稿第一」の三文書が提出され説明が行われている。そこで寛は、冒頭「教學刷新

評議会は、文部大臣が教学刷新振興につき如何に尽力すべきかの諮問に答へんとするものなり。その尽力すべきことの内容は、全部大臣の単独の権限に属することに限らざるべし。」として、以下目次を挙げている。それは、

第一項 神祇府ノ新設

第二項 最高学府以下ニ神棚ノ新設

第三項 最高学府ニ皇学部及皇学研究所ノ新設

第四項 高等試験必要科目中ニ皇学ヲ加フルコト

教学の刷新振興は徒らに眼前の事情のみを見て行ふべきものに非ず、従つて教学の根本に照らして之に相応する施設を完成すべく、今日応急施設を要するとしても、出来得るだけ該施設に接近したるものならざるべからず、根本施設実現の一步たるを要す⁽¹³⁾。

と言ふものであり、これは正しく寛の祭政一致の理想形であつたのである。そこで寛の神祇府構想を見ていくと、先ず「神祇府ハ齋王府神祇官及神祇會議ヨリ成リ齋神教学ノ最高府トス」として、その神祇府新設の理由を「皇国に於ては祭祀と教学とは、一体不可分にして、国政及軍の統帥と共に權威を本質とする生活の根本たるのみならず、政兵の根本たり、祭祀教学の相離れざるものを以つて第一とするは実に皇国の精神となす。今日の急務は明治維新の精神を徹底する為に以上の根本要求に相応する制度を興すに

在り。是神祇府の新設を願ひ奉る以所なり。」として、そして神祇府を構成する齋王府は、齋王若干名より成り齋神及教学の最高顧問府であり、齋王は皇族によつて任ぜられるとした。

神祇官は、天皇に勅隸して齋王府を輔け、神祇會議と相俟つて齋神教学の根本を明徴にすべきものであるが、古来の形式化した神祇官そのままを復興する主意ではないとされ、神祇官総裁には枢密院議長または内閣総理大臣を充て、宮内大臣・各省大臣・教育総監部に通達できる権限を付し、副総裁は宮内大臣・文部大臣・内務大臣または二年以上親任官を務めた者とされた。又神祇官には教学寮が置かれ、「教学寮ハ惟神大道ノ実修教養研鑽ノ道場ニシテ信仰教育学事ノ根本ヲ調査宣明ス」とされ、寮頭及び教学評議會を構成する若干名の教学評議官によつて組織されるとしている。教学評議官には「勅任以上ノ文武官及德望学識経驗有アル者」が任じられるとされた。又神祇會議は、神祇顧問で構成され天皇に直隸し、その諮問に應じて神祇の奉齋教学の根本精神及びその根本方針並びにこれに関する重要事項を審議するものとされた。神祇顧問は齋王・枢密院議長・内閣総理大臣・各省大臣その他の職権による顧問、学識経験者から終身官として任じられ、齋王府提出の議案を審議し、又前述の重要事項につき宮内大臣・各省大臣・

教育総監部に通達する権限を持ち、教学評議会に出席して意見を述べる事が出来るとされた。

この寛の神祇府構想に対して、寛を「神がかりのチャンピオン」と評する高野邦夫氏は、「以上の寛文書については解説は不要であろう。一読、主張と狙いは明瞭である。そしてこの段階では未だ何をバカな事をとの感がしないでもない。が、この中の幾つかが全く現実味をもって昭和二十年の敗戦までの日本の教育に立ち現われた事実を、我々はどう総括すればいいのだろうか。」⁽¹⁴⁾と指摘している。寛構想の何が実現したかはさて置き、昭和十一年にあつて明治初年の皇学所を發展させた感のある神祇府構想は、確かに時代錯誤であつたらう。しかし、この神祇府構想の説明に入る前に、寛は次の様に発言している。

敬神、尊皇、愛国ト云フモノハ学問ニハナラヌ、現ニ吾々ガ始終ソレニ付テ攻撃ヲ方々テ受ケテ居ルコトデゴザイマスガ、ソレハ偏見デアル、天皇様ハ有難イト云フヤウナコトハ、ソレハ道德ニハ結構ドラウガ学問ナンカスル者ハサウ云フ考ヲ持ツテ居ツテハイカヌ、不公平デアル、何故日本国ハ模範デアルカ、自分ノ国ヲ愛スルノハ結構デアルケレドモ、ソレハ学問ノ妨ゲニナル、神様ナント云フコトハ迷信デアル、学問ニハ以テノ外ノ禁物デアル、学者タル以上ハサウ云フ考ヲ有ツテ居ツテハイ

ケナイ、恥辱デアル、ト申スコトハ皆様ガサウ云フ事ヲ能ク御聞キニナツテオイデチャゴザイマセヌカ、是ガ即チ今日ノ教育刷新ナドト云フ事ヲ必要トスル所以デアルとし、更に「今ノ学校ニ於テ欠ケテ居ル所ハ何カト云へば、実ハ神様ヲ拝ミタイト思ツテモ拝ムコトガ出来ナイノデス、サウ云フ事ヲスルト何カ違反ノヨウナ風ニナツテシマフ、実ニオカシナ話ダト思フ」⁽¹⁵⁾と言っている。正にその通りである。明治の頃、森鷗外の『かのやうに』で秀磨が悩んだように、誰もが苦悩した神と学問の問題は、最早明治と共に遠くなつており、その問題に真摯に向い合つた寛はただ拝むしかないとの結論に辿り着くも、時は昭和であり寛はドンキ・ホーテにならざるを得なかつたのである。ここにも神社を「国家の宗祀」としながらも、敬神崇祖の涵養をして来なかつた政府の神祇行政に対する不誠実が浮き彫りになつていたのである。

兎も角も昭和十一年十月二十九日の第四回総会において、「教学刷新評議会教学刷新二関スル答申」を決定している。それは「第一、教学刷新ノ中心機関ノ設置」「第二、教学刷新ノ実施上必要ナル方針」「第三、教学刷新上必要ナル実施事項」からなつており、その「第一、教学刷新ノ中心機関ノ設置」には、

現下ノ時勢ニ鑑ミ、教学刷新ノ実ヲ挙ゲルタメニハ、

一層教学ノ精神・内容ヲ重視シ、国体・日本精神ニ基ク教育的学問的創造ノタメニ力ヲ用ヒ、又コレヲ本トシテ十分ナル指導・監督ヲナスノ必要アリ。ヨツテ政府ハ文部大臣ノ管理ノ下ニ有力ナル機関ヲ設置シ、特ニ我が国教学ノ根本精神ノ維持發展ヲ図リ、又教学ノ刷新振興並ニ監督ニ関スル重要事項ヲ掌握セシメ、関係各方面トノ密接ナル連繋ノ下ニ事業ヲ遂行ニ当ラシムベシ。⁽¹⁷⁾

とあり、これを受けて愈々教学局が設置される事になるのである。更に本答申には、

政府ハ我が国内外ノ情勢ニ鑑ミ、教学ノ指導並ニ文政ノ改善ニ関スル重要事項ヲ審議スルタメ、内閣総理大臣統轄ノ下ニ、有力ナル諮詢機関ヲ設置セラレンコトヲ望ム。⁽¹⁸⁾

との建議が附されていた。この建議を受けて設置されるのが教育審議会なのである。

三 内閣審議会の教育理念と神社制度研究会

教学刷新評議会が設置される半年前の昭和十年五月十一日に岡田内閣は、勅令第百十八号「内閣審議会官制」を以つて内閣審議会を設置し、又同日勅令第百十九号「内閣調査局官制」を以つて内閣審議会の事務総局を兼ねた内閣調査局を設置している。岡田啓介は、後にこの時の事を「内閣

審議会というのは、床次さんや町田たちの発案で、内閣成立後すぐに考えていたものだ。つまり、政府の企画機関として挙国一致の人材を集め、内閣が代々更迭してもここで一貫した国策をたてようというつもりだった。しかし、ただの諮問機関になつてもしょうがないから、それに事務局をつけて調査機関として発案材料をここで集める。この事務局が内閣調査局だ。こうすれば、とかく弱体だといつて批評される内閣の補強にもなると思つて、わたしも乗り気になつて、つくつてみた。⁽¹⁹⁾と回顧しているように、岡田内閣成立時の政治情勢は政党、内閣、軍部の関係が複雑、不安であつて、真の挙国一致が得られ又一貫した政策がとれるような制度的措置が考えられていたのである。それが、内閣審議会と内閣調査局という形で結実することになるのである。

官制第一条で「内閣審議会ハ内閣ニ隸シ其ノ諮問ニ応ジテ重要政策ニ付調査審議ス」「内閣審議会ハ重要政策ニ付内閣ニ建議スルコトヲ得」⁽²⁰⁾とされ、又第二条において「内閣審議会ハ会長一人、副会長一人及委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス」とあり、これに基づいて岡田啓介総理大臣を会長として、副会長に高橋是清大蔵大臣、委員には重臣から山本達雄・斎藤実、貴族院から青木信光・馬場英一・黒田長和・伊沢多喜男、民政党から頼母木桂吉・川崎卓吉・

富田幸次郎、政友会から水野鍊太郎・望月圭介⁽²¹⁾、国民同盟から安達謙蔵、秋田清、財界から三井三菱を代表して池田成彬・各務鎌吉が任命された。又幹事として、内閣書記官長、法制局長官、内閣調査局長官が充てられ、白根竹介・金森徳次郎・吉田茂がそれぞれこの任にあたった。

そして石川準吉氏が、「内閣審議会は、その前後の教育會議とは異なり、当時の文部行政に批判的であり、資料の提出や説明は、その事務当局から求めたが、いわゆる教育専門家の参加を制限して、教育問題を総合国策の観点から把握しようとしたところに特色がある。」⁽²²⁾と云うように、内閣調査局の調査員は各省から人材が集められ、文部省からは教育調査部長篠原助市と文書課長阿原謙蔵が呼ばれたが、常勤からは外されているのである。

その内閣審議会は、設置から六日後の五月十七日に首相官邸において、第一回總會を開き、以後同年末までに六回の總會と諮問第一・二号の特別委員会をそれぞれ開催している。第一回總會では、岡田首相の挨拶の後に「現下ノ国情特ニ国民經濟振興ノ必要ニ鑑ミ中央地方ヲ通スル財政改善ノ根本方策如何」との諮問第一号が提示されている。そして七月三十日の第四回總會において、黒田長和委員が「本審議會ニ於キマシテハ当面ノ重要問題ノミナラズ、国策ノ根本的ノ事ヲ考究セラルルノガ、其ノ本領デアルト信ジマ

ス。一方ニ於テ財政經濟ニ関スルコトモ勿論重要デアリマスガ、夫ト同時ニ国民精神作興ノ方策ヲ深ク考究セラルルコトモ亦義務デアルト思ヒマス。蓋シ財政ノ根本策ヲ考究セラルルニ於テモ精神方面ヲ無視スルコトハ出来マセン。」⁽²³⁾とはじめ、「以上私ハ一見最モ縁ノ遠イ文教ノ刷新ガ經濟的難関打開ノ根本的方途デアルトコトヲ力説致シマシタガ、目下我國情ヲ達觀致ス時国民精神ノ作興ハ如何ナル角度ヨリ考ヘテモ最モ肝要デアリマス。右ノ理由ニ依リ私ハ本審議會ニ於テ文教刷新ノ方途ヲ考究セラレンコトヲ切望致ス次第デアリマス。」と結ぶ文教刷新の必要を説いた長い発言があり、これに斎藤実委員や伊沢多喜男委員が賛成している。又産業を中心とする經濟振興の問題は成案を得る見通しがつきにくいと言ふ事もあり、第六回總會において諮問第二号予定の「現下ノ国内及國際狀勢ニ鑑ミ我國ノ産業ニ対スル根本方策如何」との諮問が後回しにされ、諮問第三号として用意されていた「現下ノ国情ニ鑑ミ文教刷新ニ関スル根本方策如何」が修正の上諮問第二号として、十一月五日の第六回總會において提出されている。その第六回總會に提出された諮問第二号は、「我国内外ノ情勢ニ鑑ミ文教ヲ刷新スルノ方策如何」というものであり、その諮問説明として、

方今内外ノ情勢ニ鑑ミルニ我國運ノ進展ハ文教ノ力ニ

俟ツ所愈々大ナルモノアリ。乃チ文教ノ本義ニ照シ諸般ノ施設ヲ検討シテ之ガ刷新ヲ図リ、以テ国力ノ伸張ト文化ノ宣揚トニ資スルハ寔ニ喫緊ノ要務ナリト認ム。依テ茲ニ学校教育ノ改善ハ固ヨリ學術ノ振興、社会教化ノ徹底等広ク文教ノ刷新ニ関スル根本方策ニ付貴会ノ意見ヲ諮フ。

とされた。更に本諮問案に対する敷衍説明が、吉田茂幹事によつて為されている。それは、(一) 文教刷新ノ必要、(二) 学校教育ノ改善、(三) 社会教化ノ徹底、(四) 學術ノ振興、の四項目からなるものであるが、その(四) 學術ノ振興には、學術ノ振興が国力充実ノ基本テアル事ガ謂フヲ俟チマセン、殊ニ現下ノ時局ニ鑑ミ産業及国防ノ見地ヨリ見マシテ學術ノ振興ヲ図ルハ喫緊ノ要務デアルト信ジマス。⁽²⁵⁾とあり、前述の教学刷新評議会が国体明徴運動の圧力を回避する為に、思想困難の対応策を論議したのに対して、内閣審議会においては、国力の充実又産業・国防の見地から国策としての教育問題を審議しようとしたのである。内閣審議会は、「教育哲学的な抽象論ではなく、国政の全般を概観し、他の重要政策と、その基調をなす客観的情勢を洞察し、実証的な資料に基づく展望の上に立つて、国家百年の計として、文教国策を確立するために文部省的なるマンネリズムと全く別の立脚点」に立っていたと言えよう。⁽²⁶⁾

そして諮問第二号に関する特別委員会が設置され、斎藤実を委員長とし黒田長和・伊沢多喜男・青木信光等が委員となりこれにあたった。その諮問第二号特別委員会は、昭和十年十一月十五日から同年十二月二十四日にかけて五回開催された。特に第五回特別委員会では、義務教育年限の延長が具体的な政策として審議されはじめ、これを受けて内閣調査局では、吉田長官、松井春生・篠原助市・飯沼一省・阿原謙蔵・田中重之・等の各調査官と佐藤寛次・池田宏各参与、穂積重遠・阿部重孝・武部鉄哉等の専門委員等二十二名が参加して「文教ニ関スル研究会」を組織して、翌十一年二月十四日に第一回研究会を、二十二日に第二回研究会を開き、翌三月三日に第三回研究会を予定し散会している。しかしこの四日後の二月二十六日未明に起きたかの二・二六事件によつて、翌日岡田内閣は倒れ、斎藤実委員長もその犠牲となり、諮問第二号の審議も打ち切れ文政に関する研究会にも終止符が打たれることになるのである。そして同年五月五日勅令第六十一号「内閣審議会官制廃止」を以つて内閣審議会自体も廃止され、かくして文教刷新の歴史的使命は、前年十一月に設置された前述の教学刷新評議会へと委ねられることになるのである。

しかし、内閣調査局は二・二六事件後も残されたが、続く広田内閣を経て次ぎの林内閣時の昭和十二年五月十三日

には勅令第百九十二号を以つて内閣調査局を拡充改組する
と言う形で内閣企画庁が設置されることになる。⁽²⁷⁾内閣企画
庁は、重要政策に関する立案、調整、審査、予算を統括し、
その結果を内閣へ上申する権利を有し、総裁は各省大臣の
兼任とされた。又更に第一次近衛内閣時の同年七月七日に
支那事変が勃発すると、内閣企画庁は資源局と合併し企画
院となるのである。企画院となると、それまでの職掌に加
え、国家総動員計画の立案・実施に関する調整統括がその
職掌に加えられた。この様に、当初の内閣調査局設置の精
神は、二・二六事件を契機とした軍部の台頭によつて大き
くその性質を変化させる事になるのである。いみじくも内
閣調査局を作つた岡田啓介は「この機関はへたをすると逆
に内閣を指導するやうなものになりはしないかと心配して
いたが、果たせるかなだつた。本尊の内閣審議会はその後
廃止になつたが、付属調査局は、内閣企画庁となり、資源
局を合併して企画院に発展し、結局陸海軍が政策を左右す
る中心になつてしまつた。してみると、これもわたしの失
敗の一つだつたことになるかもしらん。⁽²⁸⁾」と回顧すること
になるのである。

先に述べた通り、内閣調査局は昭和十年五月十一日勅令
第百十九号「内閣調査局官制」を以つて設置され、内閣審
議会が内閣に「隸シ」たのに対して「内閣総理大臣ノ管理

ニ属シ」とされた。その職掌は、「一、重要政策ニ関スル
調査」「二、特ニ内閣総理大臣ヨリ命ゼラレタル重要政策
ノ審査」「三、内閣審議会ノ庶務」であり、又「内閣調査
局ハ関係各庁ニ対シ調査又ハ審査ニ付必要ナル資料ノ提出
又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得⁽²⁹⁾」とされている。更に内閣調査
局には、各省から優秀な人材が集められ、その初代長官に
は勅任として吉田茂が充てられている。又調査官には、松
井春生・藤田国之助・飯沼一省・山田達雄・小浜八弥の五
勅任官の外、鈴木貞一（陸軍）・阿部嘉輔（海軍）・松隈秀
雄（大蔵省）・中村敬之進・田中重之（内務省）・奥村喜和男（通
信省）・和田博雄（農林省）・橋井真（商工省）・内田源兵衛（資
源局）等が奏任の調査官として専任で之に充つている。こ
の中で神社界と関係が深いのは、吉田茂と飯沼一省である。
以下、吉田の調査局長官の就任事情と飯沼の調査官就任の
経緯を若干見ていくことにする。

吉田は明治十八年（一八八五）九月大分県臼杵町に生ま
れ、明治神宮造営局書記官、東京市助役、復興局書記官、
内務省神社局長、社会局長官等を経て、昭和九年十月岡田
内閣の書記官長に就任している。⁽³⁰⁾この岡田内閣には、吉田
の外に内務大臣に後藤文夫、大蔵大臣に藤井真信、外務大
臣に広田弘毅とその主要ポストに官僚出身者が就任してい
る。（国維会）これは、昭和初期以来の政党政治腐敗並びに

それと結び付いた財界への批判が高まっており、その潮流に乗って新しい政治の担い手として政治の前面に登場するのが、政党にも軍隊にも関係せず天皇に直属していた官僚だったのである。こうした官僚は、「革新官僚」又は「新官僚」と呼ばれたが、吉田はその中の有力な一人であった。内閣調査局長官の人選に苦慮していた岡田啓介首相に対して、藤井に変わって大蔵大臣に就任した高橋是清は、調査局長官に馬場英一日本勧業銀行総裁を推薦して「自分の財政の後継者にも馬場を仕立てたい。どうしても馬場でなければならぬ」との提案があった。⁽³¹⁾これを岡田首相より打診された長老西園寺公望は、四月二十四日に馬場と食事し話をすると馬場は、

自分は、今度出来る審議會の調査局長官はとても駄目だ。元来自分も、田中内閣の時に、行政整理の審議會をやつてみたけれども、なかなか難しいもので、委員諸君が『さあ』と言つてなかなか手を付けないで、随分困つたことがある。どうも今度のも結局失敗に歸しはしないかと實は思つてゐるんだ。もし自分をするのならば、調査局長官でなく普通の委員にして、さうしてたとへば松本蒸治氏の如き相方を作つてもらつて、一面では委員として正式に坐ると同時に、他面、裏で調査局長官の相談相手になるといふやうなことで、雙方の間を適當に協調

させて進展させて行くといふことぐらゐならば、自分にもできるかもしれんが、調査局長官は、自分はどうしても困る。⁽³²⁾

と答えてこれを固辞している。西園寺もこの旨を岡田首相に伝えたが、高橋の熱意もあり五月二日には岡田首相と高橋蔵相・町田商工相とで馬場の説得に当つた。特に高橋は命令的に調査局長官就任を進めたが、「馬場は大蔵大臣は自分の監督官庁の大臣だから、その人の頼みをこつとわつては、勸銀総裁としてやつてゆけないからよく考えてみよう⁽³³⁾」と返答するも、同三日に西園寺が馬場に電話で確認したところ馬場は、「どう考へても、どうも根本問題において違ふんで、到底調査局長官は引受けるわけには行かない。(中略)結局やはり今の書記官長に兼任させて、他の意味で自分が働く人ならば働くけれども、どうも調査局長官は、高橋さんの言ふなりになる人でないと具合が悪い⁽³⁴⁾。」と就任固辞の姿勢は変わらず、結局岡田首相に電話で断つている。この一連の動きを当然知つていたであろう吉田は、首相秘書官の迫水久常を呼んで「この長官役は、吉田が引き受けても良いと首相に伝えてくれ⁽³⁵⁾」と言つて、岡田首相もこれを喜びそこで吉田が初代内閣調査局長官に就任することになるのである。何故岡田が喜んだかと言うと、勿論吉田が適任である事もあるが、吉田の調査局長官就任に伴

い内閣書記官長の後任が必要になるが、その打診を受けた白根竹介が「かういふ時勢だから己むを得ないから受けよう。しかし吉田書記官長は同意してゐるのかしら」と言った事にも見て取れるように、書記官長から調査局長官への人事は官制の形式上からすると左遷であったからである。

調査局長官に就任した吉田は、神社・文教問題の担当勅任官として飯沼一省に白羽の矢を立てるのである。⁽³⁷⁾飯沼は、吉田が神社局長をしていた時の総務課長であり、神社行政のいろはを吉田から学んだ一人である。飯沼は、昭和九年七月より埼玉県知事に赴任していたが、昭和十年五月になると後藤文夫内務大臣は飯沼を官邸に呼んで調査官就任の打診をしている。これに対し飯沼は、「わたくしは到底その任にあらざること、殊に埼玉には赴任以来ようやく九ヶ月、僅かに県勢のわかりかけた時に県を去るに忍びない旨を述べてお断りしたが遂に許されなかつた。」⁽³⁸⁾とし、又吉田にも現下当面の問題は農村の疲弊、地方財政の窮乏であつてこの解決の方途を見出す為に、国及び地方財政に明るい人材を選出する旨を進言するも、「しかし吉田さんは、何をするにも人間の精神面を度外視して成るものではない。君にはその方をやって貰いたいのだといわれ、わたくしは神社問題、文教問題の担当を命ぜられた。」⁽³⁹⁾のである。事実飯沼は、先の「文教二関スル研究会」にも参加しているし、

これから述べる神社制度研究会の中心人物となるのである。吉田は広田内閣時の昭和十一年十二月に官を辞し、翌十二年一月には貴族院議員に任ぜられているが、この一月後の二月五日から内閣調査局内において神社制度に関する研究会が開かれることになるのである。この研究会の設立事情は不明であるが、飯沼が「しかも意外だったのは「神社問題を研究せよ」ということを言われた。それでいろいろな人を呼んできて神社の話などをしました。」⁽⁴⁰⁾と回想する様に、やはり吉田の主導であつたろうが一年七ヶ月の吉田在職期間中には神社問題についての研究は行われず、結果的には吉田の退官に際しての置き土産となつた。

吉田長官が退官し、林内閣が成立した直後の昭和十二年二月五日に内閣調査局内において第一回神社制度研究会が開催され、以下内閣調査局が内閣企画庁へと改組される二日前の同年五月十二日の第十二回に至るまでの約三ヶ月間行われている。同研究会は、主に宮地直一内務省考証課長と星野輝興宮内省掌典を「内閣調査局二専門委員ヲ置き専門ノ事項ヲ調査セシム」との内閣調査局官制第五条に基づき専門委員として招聘し、講義を受け協議すると言う形で進められている。尚内閣調査局でこれに参加したのは、前述の飯沼一省を中心として小浜八弥・栗原美能留・岡新・芦野宏・内田源兵衛・桜井省三・平木弘・中島賢蔵・山際

正道・和田博雄・藤田国之助の各調査官、河村慎一囑託、石川準吉等の属であった。

昭和十二年二月五日に第一回神社制度研究会が開催され、先ず「神職による一般教化について」協議され、これに対し宮地直一は神職本来の仕事で余裕なしとして否定的見解を示している。続いて星野輝興が「大礼本義」をテキストとして、即位礼の意義について説明を行っている。質疑に入ると、星野に対して栗原調査官より「亀甲の占」の結果による真意は科学的調査と合致するかという質問がなされ、これに星野は合致すると答えている。第二回研究会は、同十五日に開かれ宮地が「社格について」説明し、星野は「祭政一致」について説明している。二日後の第三回研究会では、岡新調査官（海軍中佐）によってイングリッド・チャーチ等英国の風習と日本とを比較して「海軍における軍艦内の神棚、命令と信仰」について説明がなされ、第四回では再度星野が祭政一致の説明をしている。

第五・六回研究会では、宮地によって多くの資料をもとに社格・大教宣布について実証的に説明がなされている。第七回では、星野によって資料を用いて「八神殿」の説明がなされ、これに対し岡調査官は「八神殿をやかましく言うのは何故か」との質問をしている。第八回は、宮地が「日本書紀神代巻」の講義をし、第九回は星野によって「皇

室に於ける祭祀管掌の沿革」について説明し、再度岡調査官によって具体的改革案について質問がなされている。更に第十回では、星野・宮地・飯沼・平木・山際等が参加し、久我実『近時憲法考』・島地黙雷『大教院分離建白書』・須多因『神道』・グナイスト『西哲學物語』・元田永孚『聖旨教学大旨抄』・伊藤博文『教育議抄』・小中村清矩『官制議』等をテキストとして明治初年宗教政策確立に関する雑談をし、第十一回は、宮地によって「神道と仏教思想との交渉関係」について歴史的説明がなされているのである。そして調査局が企画庁に改組される二日前の五月十二日に開かれた最後の神社制度研究会では、これ以前昭和四年十二月九日に勅令第三百四十七号「神社制度調査会官制」を以って成立した神社制度調査会において、その審議の結果神社制度調査会第八回総会に於いて決議され、昭和十一年十一月二十五日に政府に対し神祇に関する行政機関につき速やかに考究善処を求める旨建議された神制第二四号について、同調査会幹事でもある宮地直一によって説明がなされ、十二回三ヶ月に渡る神社制度に関する研究会に終止符が打たれている。

これまで見てきた様に、主に宮地直一が神社行政・神祇制度を星野輝興が皇室祭祀・神道思想を、これから内閣の中核に入っていくであろう各省から集められた若手官僚に

教示した事は後に内田源兵衛が「私も飯沼さんの下でやったのがまつりごとの本質ですね。あれは神社局の宮地先生を呼んで、日本の神道の特色がどういふところからきていふかを聞いたりした。あれはやはり政治といふもの本質でしょうかね。まさか祭政一致のあれではないでしょうか。政治の姿勢を正しくしていくにはどうしたらいいかというのが基本じゃないでしょうか。」⁽⁴²⁾と回顧している事から見ても意義があつたであろう。しかし裏を返せば、吉田茂（後に首相）が「明御神」が読めなかつた話は著名であるが、もはや昭和になると神道の素養を有した官僚は皆無であつた事を物語っているのでは無いだろうか。又、後に星野は周知の通り、昭和十七年の別天神論争の中心となるのであるが、先の神社制度研究会でも星野の説に反応しているのは海軍中佐の岡新であるし、更に研究会には参加していないが調査局の調査官であつた奥村喜多男は、戦時下の言論統制を行つた情報局次長に昭和十六年十月に就任している事からも窺える様に、思想統制下に有つて神道のテキストとして星野説が採用されたのには、勿論その論理の合理性・時代整合性もあつたろうが、この神社制度研究会での教示と言う事が影響したのは確かであろう。

昭和十七年に入るとこの星野の神道説に沿わない神道論は、次々と発禁に処された。それを不満とした葦津珍彦を

中心とする星野説糾弾活動によつて星野は宮内省掌典職を罷免される事になるのであるが、この問題で戦時下における神社界と政府中枢・軍部との没交渉が露顕する事になるのである。

四 教学局と教育審議会

先の昭和十一年（一九三〇）十月二十九日付の教学刷新評議会答申第一項「教学刷新ノ中心機関ノ設置」との教学刷新評議会の決議を受けてから半年後の翌十二年六月九日に、文部大臣安井英二は「我が国現下ノ趨勢ニ鑑ミ我が国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興ヲ図ルハ喫緊ノ要務ナリ然ルニ現在ノ思想局ノ機構ヲ以テシテハ十分ニ其ノ機能ヲ發揮スルコト能ハザルヲ以テ思想局ヲ廢シ新ニ教学局ヲ設置シテ国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興ニ関スル事務ヲ管掌セシメントスルニ依ル」⁽⁴⁴⁾との理由を以つて、教学局設置勅令案の請議を行つている。これを受けて、同年七月八日樞密院は審査委員会を開き、十四日同案を可決している。⁽⁴⁵⁾そして愈々教学局は、同十二年七月二十一日勅令三四七号「教学局官制」をもつて文部省の外局として設置されるのである。同官制によると、教学局は「文部大臣ノ管理ニ属シ国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興ニ関スル事務ヲ掌ル」⁽⁴⁶⁾とされ、庶務課と企画部・指導部が置かれ、職員に長官一人部

長二人を勅任で、書記官一人事務官一人理事官一人教学官九人（内一人を勅任と為す事を得とされた）を奏任で、属六人教学官補九人を判任で三十名がそれぞれこれに充てられた。又同日文部省訓令「教学局分課規程」も出され、これによると、企画部には企画課と思想課が、指導部には指導課と普及課が夫々置かれていた。これは従来の思想局内の思想課・調査課の職掌を継承・拡充したものであるが、これまでの学生及び社会人の思想上のマルキシズム対策としての指導という消極的なものではなく、進んで日本精神に基づく教学刷新を行う体制が、国体明徴と言う急激な要因によって初めて整理される事になるのである。

そして教学局は、すぐさま同年十二月より「教学叢書」の発行を開始し、その第一輯の冒頭には「教学刷新と教学局」と題する菊地教学局長官の講演が収録されているが、これは教学局成立の由来、使命及び方針等を示したものであり、そこには「我が教學の主旨を發揚することは最も努めなければならぬところでありますが、その際偏狭固陋なる排外的獨善に陥らぬ様注意しなければなりません。日に新たなる日本文化を創造發展せしめ、大に皇基を振起すべき我が國民の使命を果す爲には東西文化の攝取、科學思想の尊重は缺くべからざるものであります。従つて國體の明徴は、日本精神の本質の把握、外來文化の醇化を契機とし

てなざるべきであつて、これなくしては現實的具體性を失ふ虞れがあるのであります。寔によく文化發展歴史的意義を洞見し、外來文化の本質を究明して、これを我が國體に包容融和せしむることは、我が國不斷の生成發展の因由であり、又我が國體の悠久にして窮りない所以であります。」⁽⁴⁷⁾とあり、国體の本義に基づき教學の發揚に努めるも、科學思想・外國文化に対しても一定の理解を示し排外的獨善に陥らない様に注意していることは注目される。又思想局より出された『国體の本義』⁽⁴⁸⁾を解説する爲に、国體の本義解説叢書全十三卷の發行、並びに同じく思想局より開始された「日本精神叢書」の繼續發行を開始している。

また教育審議會は、昭和十二年十二月十日勅令第七一一号「教育審議會官制」を以つて、「内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ教育ノ刷新振興ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス」る爲に設置され、「前項ノ事項ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得」とされた。教育審議會は、これ以降昭和十七年五月に勅令第四八九号によつて廢止されるまでに「我が國教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ關シ實施スベキ方策如何」との諮問第一号に対して、七つの答申と四つの建議を為している。⁽⁵⁰⁾そしてその中の教育行政についての審議中に、やはり教学局が議題に上っている。それは、昭和十六年六月二十日より七月十一日までの教育審議會諮

問第一号特別委員会整理委員会（教育行政及財政）第一回（第七回）において論議されたものである。第一回整理委員会において、田所美治特別委員長が「又教務局ト云ウ妙ナモノガ出来テ居ル、是ハ皆サン十分御承知ノコトデアリマスガ、吾々ガ教學刷新評議會デ建議シタモノヲ其ノ儘行ツテ抜ケタ、其ノ時分ニハ思想局ト云フモノガアリマシタ、思想局トカ調査ト云フモノガアツテ、思想局ガ變形シ擴大強化サレテ教務局ニナツタ、折モ折國體觀念ノ強化ト云フコトガアリマシタカラ、國體教育ノ爲ニヤル、國體教育ハ私共ガ極ク冷靜ニ考ヘレバソレハ即チ學務局ノ中心問題デ之ヲ離シテ別ニサウ云フモノヲ作ルト云フノハ一調査カ何カナラバ別ダガ、國體ノ本義ニ基イテ教學ノ刷新振興ニ關スル事務ヲ掌ルト云フノデアリマスカラ、即チ文部省ノ各局ガ皆ソレヲ分擔シテ居ル、ソレヲ其ノ外ニ教務局ガ出来タノハ是ハ政治的解決デアル、國體問題ノ政治的解決ト云フコトガ一ツノ根本ニナツテ居ルノデ、理窟ヲ離レテサウ云フモノガヒヨツト生レテ來タ、斯ウナツテ居ル」と口火を切ると、これを受け上原種美委員は「ソレカラ先刻特別委員長カラ教務局ノ御話ガ出マシテ私モ實ハ教務局ノ存在ト云フモノハ非常ニ不思議ナモノニ思ツテ居ルノデアリマシテ、教務局ハ國體ノ本義ニ則ツテ教學ノ刷新振興ヲ圖ル事務ヲ扱ツテ行クノダ、斯ウ云フノデアリマスガ、ソレハ文

部省全體ノ仕事ガ即チソレデアル、教務局ダケノモノデハナイ、私ハ教務局ト云フモノハ寧ロ思想ニ關スル事務ダケヲヤツタラドウカ、（中略）ソレデ思想局ト云フモノヲ設ケテ置イタラ宜イノデハナイカ、詰リ元ノ思想局ニ還元スルノデス、アレハ思想局ガ昇格シテ教務局トナツタノデアリマスガ、非常ニ不可解ノ局ニナツテシマツタ、寧ロ之ヲ還元シテ思想局ニシテシマツタラ宜イ、斯ウ考ヘルモノデアリマス」と続いた。更にこの後、論議は学校視察の観点から教務局に置かれた教学官に及び、これより先に文部省内に置かれていた督学官や視学官との関係性が問題になった。これに小川義章教学官は、教学官七名中四名は課長として其々固定的な仕事を持つて居り、学校視察とかその他の仕事が出来るのは三名しか居らず、その三名も視察などできる状態でないとした。第二回整理委員会でもこの問題は、審議され、教務局の存廃論も含めて第三回整理委員会に持ち越された。そこで藤野恵教学局長官自らが出向き、教務局の事業概要を詳細に開陳している。

更に教務局による興亜教育に話が及ぶと、藤野は「興亜教育ノコトハ調査部デヤツテ居リマスコトデアリマシテ、教務局デヤツテ居ルノトハ建前ガ違ヒマス、教務局トシテハ教學刷新ノ建前デ教育ニ關シマス原理的ナモノヲ一應研究シテ居ルノデゴザイマス」として、興亜教育は教務局の

職分ではない事を明らかにした。又安藤正純より、教学院、教学省等の機構拡大案が出て多くの賛同が出るも、その本分としては、やはり思想問題であった。質問が思想問題に及ぶと、平賀讓委員は「ソレハ私ノ知ツテ居ル限りデハ教學局ガ今ヤツテ居リマスヨ、若シ教學局カラソレヲ取ツテシマツタラ益々教學局ノ存在ガナクナル」としている。これ等の審議の結果、「教育行政及財政ニ關スル要綱案」の「行政ニ關スル事項」には、「三、教學局ト他部局トノ連絡ヲ一層緊密ナラシメ國體ノ本義ニ基ク教學ノ刷新振興ニ關スル行政ヲ整備強化シテ其ノ効果ノ徹底ヲ期スルコト」〔教學局ト國民精神文化研究所トノ關係ヲ緊密不離ノモノタラシムコト〕が盛り込まれる事になったのである。⁽⁵⁴⁾

教学局は、国体明徴という圧力によって外局として誕生したが、その職分上思想局同様他部局との重複する内容が多く、又思想局の域を出るものでは無かった。その為、より一層の内容整備が求められたのであるが、「教学」と云う概念は文部省全体の方針であったので、教学局の特色としてはやはり思想問題の調査研究しかなかったのである。しかしそれは、行政簡素化の見地から見れば好都合であった。何故なら、この後昭和十七年十一月一日勅令第七四八号「行政簡素化實施ノ爲ニスル文部省官制改正」⁽⁵⁵⁾によって教学局は文部省内の一部局となり、更に一年後の同十八年

十一月一日勅令第八一二号「行政機構整備實施ノ爲ニスル文部省官制中改正」によって図書館と教化局が教学局に包含されているのである。⁽⁵⁷⁾これを以って、教学局の強大化と見るよりも、行政整備上都合の良い部局であったと見る方が妥当であろう。

むすび

このように、昭和十年の天皇機関説事件を契機として国体明徴運動が高まりを見せる中、この事態を收拾するため設置された教学刷新評議会に於いて國學院大學総長河野省三は日本精神の發揚を真摯に説き、寛克彦は具体的に神祇府構想を提案した。いずれも「日本なるもの」の醇化を真摯に考へてのことであった。しかし、この好機でさえも文教に於ける神祇の取扱いについて真摯に考へられる事は無かつたのである。面倒な事は適当にあしらって蓋をするのが世の習いではあるが、結局昭和の御代政府中枢にあっては「国家の宗祀」とは面倒なもの象徴ではなかつたのか。また、内閣調査局の神社制度研究会においても、神社局出身で終戦時神社界のために尽力した吉田茂・飯沼一省を要しても、神道の素養を持たない新官僚に一定の神祇理解を植え付けたではあるが結果としてもたらされたものは、昭和十七年軍部政権による言論思想統制で神道思想も

神社制度研究会専門委員であつた星野輝興の学説に統一されるという事態だったのである。更に華々しく文部省外局として設置された教学局は、文部省各局部と職掌上関わるものが多く教学局独自の政策を示す事は難しかった。その為、教学局はその理論機関である国民精神文化研究所と連携して『教学叢書』・『国体の本義解説書』・『臣民の道』等に代表される出版活動を精力的に展開することになるのである。そして昭和二十年十二月十五日に発せられる神道指令i号『国体ノ本義』、『臣民ノ道』、乃至同種類ノ官発行ノ書籍、論評、評釈乃至神道ニ関スル訓令等ノ頒布ハ之ヲ禁止スル』によって超国家主義的なものは国家神道・国家神道的なもの、超国家主義と十把一絡に神道的なもの、と見做されてしまう事になるのである。

註

- (1) 村上重良『国家神道』岩波新書七七〇 昭和四十五年十一月 一九六頁。
- (2) 天皇機関説事件については、これまで多くの研究が為されているが著名なものとして宮沢俊義『天皇機関説事件』上・下 有斐閣 昭和四十五年五月がある。
- (3) 『第六十七回帝國議會貴族院議事速記録』(早稲田大学所蔵本) 九九―一〇〇頁。
- (4) 同前 二二七頁。

- (5) 『第六十七回帝國議會衆議院議事速記録』(早稲田大学所蔵本) 七三四―七三五頁。
- (6) 『法令全書』昭和十年 (早稲田大学所蔵本) 二四二頁。
- (7) 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』第七卷 大日本雄弁会講談社 昭和三十七年七月 三四五頁。
- (8) 同前 三四九―三五〇頁。
- (9) 掛川トミ子解説『現代史資料』第四十二卷『思想統制』みずす書房 昭和五十一年十一月 一〇五―一〇六頁。
- (10) 前掲『法令全書』二二七頁。
- (11) 前掲『近代教育制度史料』第十四卷 昭和三十二年二月 二五八頁。
- (12) 同前 三一六―三一七頁。
- (13) この寛の神祇府構想は、既に平原春好『日本教育行政研究序説』東京大学出版会 昭和四十五年十月、高野邦夫『天皇制国家の教育論』教学刷新評議会の研究』あずみの書房 平成元年八月等で紹介されているが出典が明らかにされていない。尚、本稿では、以下寛の神祇府構想の引用は、全て同志社大学図書館所蔵の寛克彦『教学刷新施設に関する私案稿』内務省神社局 昭和十一年二月による。
- (14) 前掲『天皇制国家の教育論』四二二頁。
- (15) 『教学刷新評議会議事録』第二輯(法科大学図書館和辻哲郎文庫三七三―二五〇二)。
- (16) 同前。
- (17) 前掲『現代史史料』第四十二卷 一二六頁。
- (18) 同前 一三二頁。

- (19) 岡田貞寛編『岡田啓介回顧録』毎日新聞社 昭和五十二年十二月 九十三頁。
- (20) 前掲『法令全書』六七頁。
- (21) この内閣審議会に参加するために水野と望月は政友会を離党している。これに関しては尚友倶楽部編『水野鍊太郎回想録・関係文書』山川出版社 平成十一年一月、望月圭介傳刊行會編『望月圭介傳』羽田書店 昭和二十年一月等参照。
- (22) 石川準吉「総合国策と教育改革案 内閣審議会内閣調査局記録」第一篇 清水書院 昭和三十七年七月 十頁。
- (23) 同前 第二編資料編 四十九頁。
- (24) 同前 五十二頁。
- (25) 同前 五十三頁。
- (26) 同前 第一篇 一一六頁。
- (27) この間の経過は、古川隆久『昭和戦中期の総合国策機関』吉川弘文館 平成四年十二月 が詳細である。
- (28) 前掲『岡田啓介回顧録』九十三頁。
- (29) 前掲『法令全書』六七～六八頁。
- (30) 吉田については、吉田茂伝記刊行編輯委員会編『吉田茂』吉田茂伝記刊行編輯委員会昭和四十四年十二月参照。
- (31) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第四卷 第五章「機関説の政治問題化と内閣審議会の成立」岩波書店 昭和四十二年十一月 二二九頁。
- (32) 同前 二四〇頁。
- (33) 前掲『岡田啓介回顧録』九十四頁。
- (34) 前掲『西園寺公と政局』第四卷 二四三頁。
- (35) 前掲『吉田茂』七十五頁。
- (36) 前掲『西園寺公と政局』第四卷 二四七頁。
- (37) 飯沼については、飯沼一省先生業績録編纂委員会編『飯沼一省』都市計画協会 平成元年九月参照。
- (38) 飯沼一省「吉田茂さんをおもう」(前掲『吉田茂』所収) 四三二頁。
- (39) 同前。
- (40) 座談会「五 内閣調査局時代」(同前『吉田茂』所収) 二二二頁。
- (41) 以下の神社制度研究会の典拠は、前掲『総合国策と教育改革案』第二編資料編「一、神社制度研究会記録」による。
- (42) 神社制度研究会で使われたテキストについては、石川準吉「国家總動員史」補巻「第九 神社関係資料(抄録)」国家総動員史刊行会 昭和六十二年十月に、「神祇官の沿革大要」「明治初年以降ノ神社法制ノ沿革概要」「八神殿ノ典拠」「大礼本義」が掲載されている。
- (43) 前掲「五 内閣調査局時代」(『吉田茂』所収) 二二三頁
- (44) この間の経緯については、葦津珍彦著阪本是九註「新版国家神道とは何だったのか」神社新報社 平成十八年七月 一五八―一五九頁に詳しい。佐野和史「昭和十七年の別天神論争」「神道学」第一二九号 昭和六十一年五月がこの件に関する資料を紹介している。又昭和四十二年五月に記された葦津珍彦「星野問題始末記」は意志を汲む身近な者にも伝えられている。
- (45) 『公文類聚』第六十一編巻十 二 官職門 閱(SA12-類2013)。
- (46) 『樞密院會議事録』八十六 昭和編四四 東京大学出版会 平成七年十一月 二九六～二九九頁。

(46) 前掲『公文類聚』第六十一編卷十二 官職門。

(47) 『教學刷新と教學局』『教學叢書』第一輯 教學局 昭和十二年十二月 一〇～一一頁。

(48) この『國體の本義』については、これまで多くの言及が為されている。昭和二十年九月二十二日付でCIEEに「日本の学校における国家神道に対し、米合衆国軍政当局の採用すべき特別政策についての勧告」書を提出し、神道指令にも影響を与えたD. C. ホルトムは、『國體の本義』についても「この書は現在の教育計画では重大な役割を勤めているので、これを現代日本国家主義の聖書と呼んでも不都合はない。」（『日本と天皇と神道』逍遙書院昭和二十五年 三七頁）といい、久保義三氏は、『國體の本義』第一大日本國體一肇國の冒頭部分が、「國體史觀の原型」となり、「これが、天皇制國家における國民支配の思想原理であり、また太平洋戦争に日本國民を駆り立て、かつ神州不滅を盲信させた思想であり、敗戦時も支配層に、「國體護持」を固執させた行動の淵源となったものである。」としている。阪本是丸氏は、神祇院指導課の敬神思想の普及について「敬神思想や國體思想の一般國民に対する普及力からいうならば『國體の本義』（十二年）や『臣民の道』（十六年）などを出版した文部省（特に教學局）の比でないだろう。」（『国家神道形成過程の研究』岩波書店平成六年 三二九―三三〇頁）とし神祇院体制の貧弱さ指摘している。それでは、当の『國體の本義』はどれほど國民に浸透していたのだろうか。しかしこれに対し、葦津珍彦氏は「官憲の財力で大量の出版をしたではあるが、（中略）人心に格別に感動を与へ得

るものではなかった。」（『国家神道とは何だったのか』神社新報社 昭和六十二年 一九一頁）とし、その影響力に疑問を呈している。更に國民精神文化研究所員で教學刷新評議会委員と『國體の本義』編纂委員でもあった紀平正美は、昭和十七年当時同研究所創立十周年記念に際し、「満州事變以後、日に月に發生する諸事件について意識するとせざるとに關せず、それ等が何ものかに動かされて居る事を感じざるを得なくなつたのである。ともかく教育に干與する人だけにでも、向ふべき確たる目標を定めてやらねばならぬといふので、文部省では是も亦約一ケ年か、つて『國體の本義』を撰録し、一段に頒布することにした。そしてそれは其後漸次に擴められ、やがて今日となつては、單に文教に關することのみに限らず、一般に『國體の本義に則り』と云はねばならぬといふ程にまで生長して來たのである。然し國體の本義とは何かといふことが、よく了解せられて居るか否かは、今日と雖猶疑問であらう。然し既に是までに動いて來た以上、最早左翼思想に對する對策といふやうな消極的問題ではなく、進んで國體の本義の闡明といふ、積極的のものへと總ては推移してしまつたのである。」（『十年間』『國民精神文化』第八卷九号 昭和十七年 八七〇頁）として國體の本義が真に國民に理解・浸透しているのかを懸念しているのである。また『國體の本義』の編纂過程については、土屋忠雄「『國體の本義』編纂過程」『関東教育學紀要』五号 昭和五十三年や久保義三「昭和教育史上」三一書房 平成六年十月等参照。

(49) 『公文類聚』昭和十二年 第六十一編 二 官職門 閱

- (2A-12-類 2007)。
- (50) 教育審議会については、平原春好「解題」『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会會議録』第十四卷 宣文堂 昭和四十六年二月参照。
- (51) 「教育審議会諮問第一號特別委員会整理委員会會議録」第二十輯 一二頁(同前)。
- (52) 同前 一七、一八頁。
- (53) 同前 九六頁。
- (54) 同前 一五三頁。
- (55) 「教育審議会諮問第一號特別委員会整理委員会會議録」第二十一輯 一一〇頁(同前)。
- (56) 『公文類聚』昭和十七年 第六十六篇 官職門 (2A-12-類 2680)。
- (57) 『公文類聚』昭和十八年 第六十七篇 官職門 (2A-12-類 2689)。

(青島神社同)